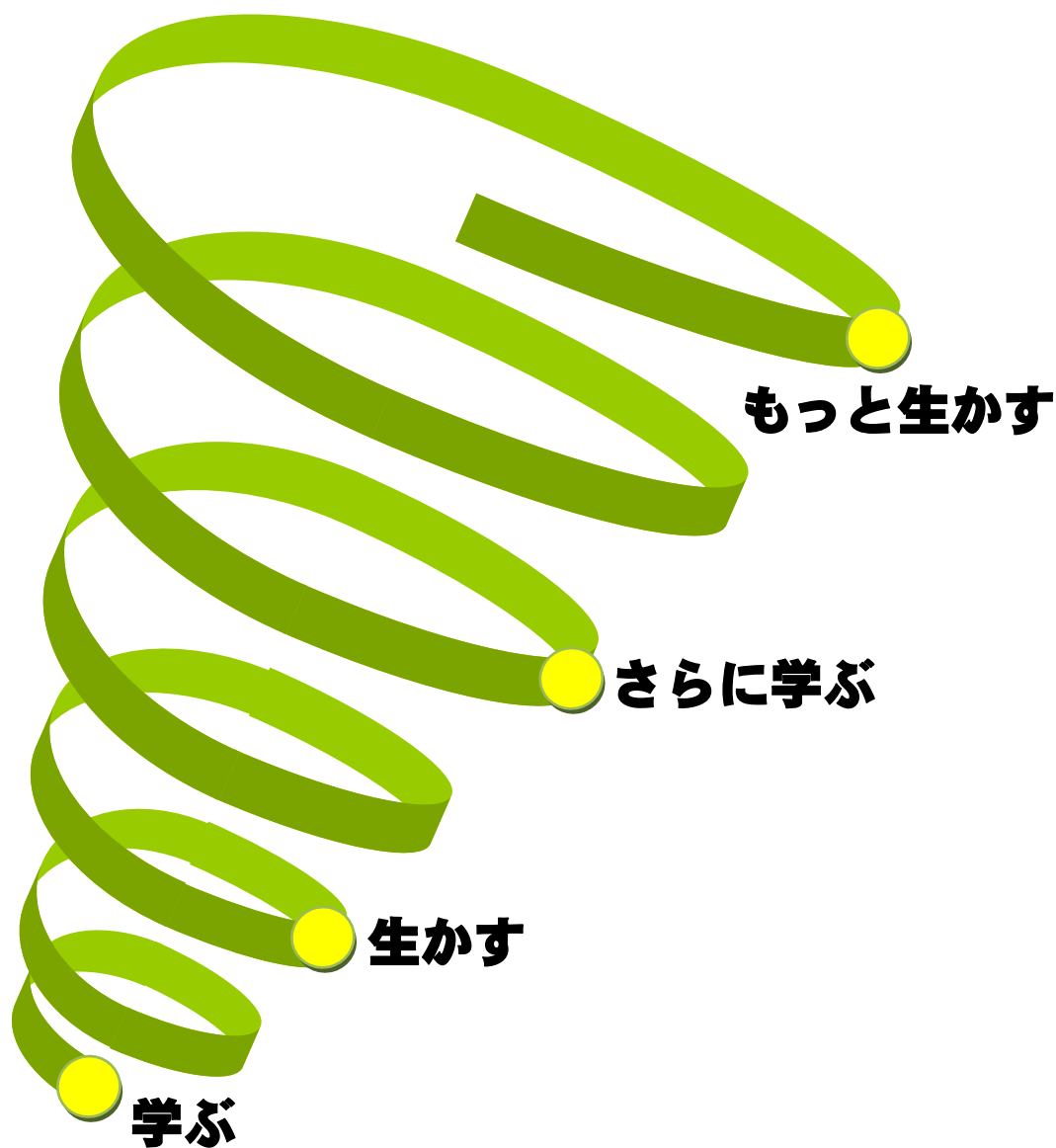


**「社会で生きる力を身に付け、
持続可能な潤いのあるふるさとづくりを進める社会」へ**



第3次北海道生涯学習推進基本構想

北海道生涯学習推進本部

はじめに

今日、本道は、人口減少などの様々な課題に直面しており、先人の方々が築いてきた、このふるさと北海道を、将来を担う子どもたちに引き継いでいくため、多くの方々の英知を結集し、豊かさに満ちた地域づくりを進めていくことが求められています。

この度策定いたしました「第3次北海道生涯学習推進基本構想」は、「社会で生きる力を身に付け、持続可能な潤いのあるふるさとづくりを進める社会」を目指す姿として掲げ、道民の皆様お一人おひとりが学ばれたことを、未来を担う人づくりや地域づくりに活かし、将来にわたって暮らし続けたいと思える北海道づくりを進めようとするものです。

今後、この基本構想に基づき、全庁を挙げて、具体的な施策や事業の展開に努めてまいりますので、道民の皆様におかれましても、それぞれのお立場で、目指す姿の実現に向けてご協力くださいますようお願いいたします。

最後に、この基本構想の策定に当たり、貴重なご意見を賜りました「北海道生涯学習審議会」の委員の皆様をはじめ、多くの方々に心からお礼を申し上げます。

平成 27 年 2 月

北海道生涯学習推進本部長

北海道知事 高橋 はるみ

目次

第1章 構想の策定に当たって	1
1 策定の趣旨	1
2 構想の性格	1
3 構想の構成	2
第2章 北海道が目指す生涯学習社会	2
1 北海道の特性と可能性	2
2 北海道を巡る諸情勢	3
(1) 人口減少と超高齢化等の状況	
(2) 子供たちを巡る諸課題の状況	
3 北海道の生涯学習の状況	4
(1) 生涯学習の成果	
(2) 生涯学習の課題	
(3) 生涯学習の今日的な意義・役割	
4 北海道が目指す生涯学習社会の姿	5
第3章 目指す姿の実現のための重要な視点	6
視点1 道民の学びを行動へつなげる	7
1 地域の中で学びを生かす仕組みの構築	7
(1) 学びを地域で生かせる環境づくり	
(2) 学習情報の提供や学習相談体制の充実	
2 地域の絆やネットワークの構築	7
(1) 学びをとおしたネットワークづくり	
(2) ICTを活用したコミュニティづくり	
3 地域の課題に取り組む団体活動の推進	8
(1) NPOやボランティアなどの活動の推進	
(2) NPOやボランティアなどの活動を促進するための環境づくり	
視点2 子供たちの学びを広げ、支える	9
1 子供たちの体験活動や野外教育等の推進	9
(1) 多様な体験活動の推進	
(2) 読書活動の推進	
(3) 子供たちの居場所づくりの推進	
2 子供たちの学びを支える人材の育成	10
(1) 子供たちへの関心を高めるための活動の推進	
(2) 子供たちの活動を支える人材の育成	

3 地域との豊かなつながりの中での家庭教育の推進	11
(1) 親の育ちを応援する取組の推進	
(2) 家庭教育・子育て支援のネットワークづくり	
視点3 地域のよさや課題を学ぶ	12
1 北海道のよさや課題に対応した学習活動の推進	12
(1) 環境に関する学習の推進	
(2) 食に関する学習の推進	
(3) 国際理解に関する学習の推進	
(4) 超高齢社会に関する学習の推進	
(5) 防災に関する学習の推進	
(6) 男女平等参画に関する学習の推進	
(7) 安全・安心に関する学習の推進	
(8) その他現代的課題に関する学習の推進	
2 課題解決の担い手や学びを促進する人材の育成	14
(1) 地域が抱える課題を解決する人材の育成・活用	
(2) コーディネーター役を担う人材の育成	
3 地域で働くことができる学びの推進	15
(1) 働きやすく、学び直しのできる環境づくりの推進	
(2) 職業観の育成や地域での起業を促す取組の推進	
第4章 構想の実現のために	16
1 道の役割	16
2 市町村の役割	16
3 社会教育施設等の役割	17
4 高等教育機関等への期待	17
5 民間・NPO等への期待	17
資料編	18
1 北海道の生涯学習推進体制等のあゆみ	19
2 北海道における生涯学習推進体制	21
3 北海道生涯学習推進本部設置規程（訓令）	22
北海道生涯学習推進本部組織	
4 北海道生涯学習審議会条例	24
北海道生涯学習審議会委員名簿	

第1章 構想の策定に当たって

1 策定の趣旨

平成18年に改正された教育基本法第3条¹に「生涯学習の理念」として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」を目指すことが明記され、様々な機関・団体等によって、生涯学習が推進されています。

北海道では、平成2年に知事を本部長とする北海道生涯学習推進本部²を設置し、平成5年に北海道らしい生涯学習社会の形成に向けた基本的な考え方を示した「北海道生涯学習推進基本構想」、平成17年には「第2次北海道生涯学習推進基本構想」を策定し、市町村や民間等との連携・協力の下、生涯学習の基盤整備や学習機会・学習情報の提供の充実などの取組を進め、その結果、自ら学ぶ道民の増加や市町村の生涯学習推進体制の充実などの成果が現れています。

その一方では、学びで得た知識や技能が、地域づくりや地域が抱える課題の解決に十分に生かされていないという課題もあります。

この「第3次北海道生涯学習推進基本構想」は、これまでの生涯学習推進施策の成果・課題等や時代の潮流、平成26年2月の第11期北海道生涯学習審議会の提言³で示された『『学びから行動へ』を切り口とした生涯学習の推進』の考え方などを踏まえ、道民が、人口減少や少子高齢化、環境保全、子供たちを巡る諸課題など、多くの課題を抱える時代を生きていく中、「北海道らしい生涯学習」を推進していく上での基本的な考え方を示すものであり、具体的な施策や事業を進めるに当たっての基本的理念となるものです。

2 構想の性格

- 「北海道生涯学習推進基本構想」及び「第2次北海道生涯学習推進基本構想」の理念を踏襲し、本道の課題や社会情勢の変化などへ対応した、今後の生涯学習推進の指針となるものです。
- 道民をはじめ、市町村、教育機関、関係団体、民間教育事業者⁴、NPO⁵などに対して生涯学習の推進に積極的な参画と協力を求めていくためのものです。

なお、本構想は、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえながら、必要に応じて、見直しを行うこととします。

¹ 第3条（生涯学習の理念）「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」

² 平成2年に北海道生涯学習推進本部設置規程に基づき、生涯学習の総合的かつ効果的な推進及びその普及を図るために設置。

³ 平成26年2月の第11期の北海道生涯学習審議会の提言「今後の北海道の生涯学習推進について」

⁴ 住民を対象とする学級・講座等を開講するカルチャーセンター、外国語学校、スイミングクラブ、フィットネスクラブや社会通信教育事業者等、教育事業を主たる目的とする事業者の意味で用いられる場合が多い。

⁵ Non-Profit Organizationの略。NPOは民間非営利団体の総称であり、法人格の有無は問わず、営利を目的にせず、まちづくりや子供の健全育成等に関する活動を行うボランティア団体やコミュニティ団体などが含まれる。

3 構想の構成

- 「第1章 構想の策定に当たって」では、構想策定の趣旨、性格、構成を記述しています。
- 「第2章 北海道が目指す生涯学習社会」では、北海道の特性や可能性、課題、生涯学習の今日的な意義・役割や目指す姿を整理しています。
- 「第3章 目指す姿の実現のための重要な視点」では、目指す姿に近づくための生涯学習推進に当たっての重点的な展開方向を示しています。
- 「第4章 構想の実現のために」では、道や市町村の役割、道民や民間への期待などについて述べています。

第2章 北海道が目指す生涯学習社会

1 北海道の特性と可能性

知床世界自然遺産に代表される美しく豊かな自然は、湖沼、河川、火山など変化に富んでおり、水資源や森林資源は産業の基盤となっているほか、地球温暖化の防止の面でも貴重な役割を果たしています。

さらに、雪が多く、冬が長いこと、流氷の到来する最南端の地であることなどの気象的な特性は、冬や雪のハンディを克服する工夫や仕組みづくりを促し、道民の暮らしに豊かな恵みと多くの価値をもたらしています。

一方、こうした自然環境は、今日の地球規模の気象変動とも相まって、本道においてもこれまでに経験のないような大規模な自然災害を引き起こしており、これらへの適切な対策や対応のノウハウを蓄積することも必要となっています。

また、北海道には古くから豊かな自然の中で生まれ、継承されてきたアイヌの文化があるほか、中国東北部やアムール川流域など大陸との交流の歴史があり、明治期以降の開拓の歴史は、困難や苦難を乗り越える力や果敢に挑戦するフロンティア精神を培い、開放的で寛容な気風、自立と協働⁶の精神風土といった道民気質を生み出しています。

雄大な自然と豊かな土地は、農林水産業とその製品の加工技術を発展させ、高い食料供給能力を生み出しているほか、地域の特性を生かした観光・レジャーなどのサービス産業の振興や優れた寒冷地技術の発達などを促すとともに、開放的で寛容な道民気質とも相まって、新たな文化や技術を受容し、自然と人間との共生、調和を基調とする独自の文化を形成しています。

⁶ 市民と行政が、相互の理解と信頼の下に、目的を共有し、連携・協力することによって、地域の公共的な課題の解決にあたらうとする考え方のこと。

2 北海道を巡る諸情勢

北海道を巡っては、経済をはじめとする人間の諸活動が短時間で国境を越えて広がりを見せる、いわゆるグローバル化や高度情報化の進展、食料・エネルギー資源の逼迫、さらには、気候変動に伴う災害リスクの増大といった環境問題など、国や地球規模で対応しなければならない課題のほか、道として喫緊の対応が必要な課題も多く、道民一人一人がこうした課題へ対応し、持続可能な北海道づくりを進めていく主体となる必要があります。

(1) 人口減少と超高齢化⁷等の状況

本道の少子高齢化⁸は全国を上回る速さで進行しており、また、人口も大きく減少⁹することが予想される中、これらに伴う様々な問題も含め、道や市町村が関係機関等と連携しながら、持続可能な地域の在り方についての課題意識を共有し、必要な対策を講ずることが必要です。

- 都市部への人口の流出は、就学や就労を目的とする若者はもとより、生活の利便性を求める高齢者へも及び、働き手の不足による地域の産業や経済の衰退、コミュニティ機能の低下などが危惧されています。
- 地域の人口減少や超高齢化等は、税収の減少を招き、社会保障やインフラ¹⁰の再整備にかかる財政制約を増大させ、過疎化に拍車をかけることにつながり、子育てや教育、就業、介護など、様々な生活の場面において、住民の自立・協働・創造が一層求められることから、自らの生活の維持・向上のために新たな知識や技能を身に付けていくことが重要です。

(2) 子供たちを巡る諸課題の状況

北海道の子供たちは、学力や体力が全国に比べて低く、望ましい生活習慣が十分身に付いていない状況にあるほか、いじめや不登校の問題などの様々な課題を抱えており、将来を担う子供たちが健やかに育つことができるよう、地域の大人全体が子供たちを見守り、支える意識をもち、行動していくことが必要です。

- 子供たちを巡る課題は、貧困や育児放棄など保護者に起因する場合や、障がいのある子供たちをケアできる場所が少ない等の支援環境に起因する場合などがあり、要因が複雑化しています。
- 少子高齢化、核家族化や高度情報化などの社会の変化は、子供たちの生活体験や自然体験の機会を減少させ、社会性の未発達やコミュニケーション不足による人間関係の希薄化をもたらしています。
- 子供たちを巡る課題に対応するためには、学校のみならず、家庭や地域の果たす役割が大きく、家庭や地域の教育力を一層高めていくことが重要です。

⁷ 高齢化率（総人口における65歳以上人口の割合）が21%を超えること。そうした社会を「超高齢（化）社会」と呼ぶ。

⁸ 高齢化率平成23年：約25%、平成47年：約37%（平成24年版高齢社会白書「内閣府」）

⁹ 平成22年：約551万人、平成27年：約536万人、平成32年：518万人、平成37年：約496万人（国立社会保障・人口問題研究所による人口推計 平成25年3月推計）

¹⁰ インフラストラクチャーの略。道路・鉄道・港湾・ダムなど産業基盤の社会資本のこと。最近では、学校・病院・公園・社会福祉施設など生活関連の社会資本も含めていることが多い。

3 北海道の生涯学習の状況

(1) 生涯学習の成果

北海道教育委員会が行っている「生涯学習に関する住民の意識調査¹¹」では、「生涯学習を行っている」と答えた道民が、平成19年度の約58%から、平成25年度には約67%となっており、生涯学習に取り組む道民の割合が増えています。

また、道内市町村では、平成19年度に約79%であった生涯学習推進計画等の策定率が、平成25年度には約93%へと増加するなど、生涯学習推進体制の整備¹²が進んでおり、本道の生涯学習は一定程度進展しています。

これらの成果は、様々な主体が、「生きがいとゆとりのある充実した生活と学習成果を生かした社会への主体的な参画」という、これまでの構想の考え方に基づき進めてきた取組の成果と考えられ、これからの生涯学習を推進する上でも、こうした生涯学習の基盤となる取組を継続していくことが必要です。

(2) 生涯学習の課題

これまでの取組が成果を上げている一方、道民の学習の内容については、スポーツ・健康に関するものや趣味的なものに比べ、地域のよさに触れる機会や課題を学ぶものが少ない状況にあります。

また、学習で得た知識や技能をまちづくりやボランティア活動などに生かしている道民の割合が低い状況が続いているなどの課題があります。

さらに、道内の8割を超える市町村が、生涯学習指導者の養成及び活用を生涯学習推進上の課題としているほか、道の各部局の取組においても、学習を促進する指導的な役割を担う人材の育成が課題¹³としてあげられています。

(3) 生涯学習の今日的な意義・役割

「2 北海道を巡る諸情勢」で述べている課題に対して、道民一人一人が適切に対応していくことが必要とされている中、生涯学習には、職業上の能力の向上などによる自己実現や、生きがいとゆとりある充実した生活を創出するために行うことに加え、次のような新たな意義や役割が求められています¹⁴。

- ① 一人一人が学習を積み重ねる中から、地域に関わりをもつことや住民相互の触れ合いを広げること、また、学んだ成果を自治会・町内会活動やボランティア活動などで生かすこ

¹¹ 北海道教育委員会が道民を対象に実施している、道民の生涯学習や今日的な課題に関する意識などの調査。

¹² 北海道教育委員会が市町村を対象に調査している「生涯学習推進体制の整備状況調査」による。

¹³ 平成25年度「北海道の生涯学習関連施策の概要」<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssg/suishinhonbu/sesaku/index.htm>

¹⁴ 平成26年2月の第11期の北海道生涯学習審議会の提言「今後の北海道の生涯学習推進について」において、今日、求められる生涯学習の意義・役割を指摘している。

とをとおして、地域の中で「居場所」や「出番」を獲得し、他者のためになっているという自己有用感を感じ取ることなど、「人や地域社会とのつながりをもたせる」こと。

② 子供たち自身が、これからの本道の持続的な発展のために必要な人材として、基本的な学力や生活習慣など、学習者としての素地を身に付けることができるよう、地域の大人が子供たちとの関わり方について学ぶことや、学んだ成果を生かして子供たちの成長を支える活動を行うことなど、「子供たちの育ちを支える」こと。

③ 学習をとおして、新たな知識や技能を習得するとともに、地域の課題を見付けて考える力、知識や情報を活用して課題を解決する力など、実社会で生きていく上での総合的な力を身に付け、その力を生かして地域づくりを進めることなど、「地域の活性化へ寄与する」こと。

4 北海道が目指す生涯学習社会の姿

今後、本道の生涯学習を一層推進するためには、道民一人一人の学習活動を促進することを基本に、北海道のよさや可能性を最大限に生かすこと、人口減少や少子高齢化、子供たちを巡る諸課題などの課題に向き合うこと、さらに、地域住民相互のつながりを深め、地域づくりを進めていくことなどについて、道民をはじめ、様々な機関・団体等が同じ方向を向いて取り組めるよう、目指す姿を明らかにすることが必要です。

そのため、本構想では、これからの北海道が目指す生涯学習社会の姿を「**社会で生きる力を身に付け、持続可能な潤いのあるふるさとづくりを進める社会**」と掲げました。

- 「社会で生きる力」とは、変化の激しい社会を生きていくために、自身に必要な知識や能力を認識し、身に付け、他者との関わり合いや実生活の中で応用し、実践できるような柔軟性のある主体的・能動的な力を示しており、このような力を身に付けることを、これからの時代を見据えた、道民一人一人にとっての生涯学習に取り組む目的として表しています。
- 「持続可能な潤いのあるふるさとづくり」とは、今後の人口減少を見据え、生涯学習によって自己の生活を豊かにするだけでなく、学習で身に付けた力を生かして様々な課題を克服し、地域の自然環境をはじめ、経済や雇用、伝統文化や風土、さらには、生活場面における住民の相互扶助精神といった、地域のコミュニティ機能を未来に継承していくことなど、道民一人一人が、今、住んでいる地域を自らの「ふるさと」として実感できるような心の豊かさをもたらす潤いのある地域づくりを進めることを生涯学習の役割として表しています。

第3章 目指す姿の実現のための重要な視点

目指す姿を実現するためには、まずは、道や市町村、教育機関、関係団体などが、多様な学習機会の提供や環境づくりなどをおして、道民一人一人の学習意欲を高め、自発的な学習活動を促進することが重要です。

そのため、文化やスポーツ・健康などに関する学習機会の提供や団体の組織化をはじめ、地域とともにある開かれた学校づくりやライフステージに応じた社会教育の推進など、これまでの構想の下で推進してきた取組は、本道の生涯学習推進の根幹となるものとして、引き続き、推進・充実していくことが大切です。

① 自分の人生を楽しく豊かに充実したものにするために、生きがいくりにつながる学習・体験等の推進が大切です。

- ・ 健康や体力の維持・増進、介護や疾病などに関する学習の推進
- ・ 心身に障がいのある方の相談体制の充実や精神保健に関する学習の推進
- ・ だれもが保健・福祉・医療の視点から生活の向上を目指すための学習の推進
- ・ スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや魅力を体験する機会の充実
- ・ 優れた美術、音楽などの発表活動への支援等文化活動への参加機会の充実
- ・ 若手芸術家等の活動支援や文化活動の指導者、専門家等の養成
- ・ 文化・スポーツ活動に対する企業からの支援の充実 など

② 子供たちにより良い教育を実現するためには、学校が保護者や地域と目標を共有し、学校運営への参画を促進するなど、地域とともにある学校づくりを推進することが大切です。

- ・ 保護者や地域住民が地域ぐるみで子供たちを育てる体制づくり
- ・ 地域の教育資源を生かした特色のある多様な教育活動の展開
- ・ 学校種間の連携・接続に配慮した学校経営の充実
- ・ 公教育の一翼を担う私立学校に対する支援の推進 など

③ 地域住民が地域の一員としての自覚を持ち、地域づくりなどの活動に積極的に参画できるよう、主体的な地域の担い手をつくる社会教育の推進が大切です。

- ・ ライフステージに応じた学習内容や手法による学習の推進
- ・ 青年層に対する地域課題やその解決に向けた方策に関する学習機会の提供と核となって行動する人材の育成
- ・ 成人に対する自分の老後や将来の地域を見据えた学習活動の促進
- ・ 高齢者が知識・経験を生かして活躍する機会の提供 など

さらに、こうした取組に加え、「第2章」で触れている本道が直面する諸課題に対して、道民一人一人が的確に対応することが求められているとともに、税収の減少による財政的な制約や、域際収支¹⁵において、移・輸入が移・輸出を越える状況にある等、本道経済の状況に対する機敏な対応が求められているなど、限りある人的、経済的な資源を効果的・効率的に活用する観点から、次の3点を「重要な視点」と位置づけ、関係者が共有した上で、これからの生涯学習を推進していくことが必要です。

¹⁵ ある地域における域外との取引（移・輸入や移・輸出）の差を国際収支になぞらえて「域際収支」と呼ぶ。

視点1 道民の学びを行動へつなげる

道民が主体的に学び、その成果を生かし、さらに学びを深めるという循環を生み出すためには、様々な主体が相互に連携しながら、多様なニーズを踏まえた学習機会を提供し、より多くの道民が主体的に学習に取り組むことが前提となります。

その上で、意図的に学んだ成果を地域の中で活用する場や仕組みを構築することはもとより、行動に移しやすくするため、同じ課題意識をもつ人々が集まる団体の育成やネットワークづくりなど、団体活動を促進するための環境整備が重要です。

1 地域の中で学びを生かす仕組みの構築

(1) 学びを地域で生かせる環境づくり

- 地域の課題に対応した学習機会の企画・運営を行政と地域住民、行政と民間、地域住民と民間等、多様な主体が協働して取り組むための仕組みが必要です。
- 地域の課題に対応した学習機会と併せて、学びを通じて得た知識・技術などを地域の中で生かす場（活用する場面）を提供する取組が必要です。
- 地域住民が担い手となって、課題を解決するために、ビジネスの手法を活用して取り組む、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネス¹⁶に関する知識や技能を身に付ける機会を提供する取組が必要です。

(2) 学習情報の提供や学習相談体制の充実

- 道民に対し、学習意欲を喚起するとともに、北海道が目指す生涯学習の必要性について啓発し、社会参画への関心を高めるような学習情報を発信することが必要です。
- 学習者の求める学習情報を、いつでも、多様な方法で知ることができ、道民と行政からの双方向による情報発信によって、共有化できるよう、インターネット等を有効に活用した情報提供や相談体制を工夫・充実することが必要です。
- 学習要求の動向などに関する情報の提供、学習相談に関する指導者の養成や研修などについて、民間と行政の連携や協働体制をつくる必要があります。

2 地域の絆やネットワークの構築

(1) 学びをとおしたネットワークづくり

- 多くの住民が地域づくりに関わる行動ができるよう、安全・安心、防災、環境問題などの地域課題について、同じ課題意識をもつ人が集まる場を意図的に設定し、地域の中に多様な学習グループを作り出すことが必要です。
- 一人一人が自己有用感を感じ取り、他者と達成感を共有しながら、住民相互の結びつきを強めるため、住民が集まりやすい地域の行事などを、学びの成果を生かす実践の場面として活用する取組が必要です。

¹⁶ 地域社会においては、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつあり、このような地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。ソーシャルビジネスが社会的課題全般の解決を目指すのに対し、コミュニティビジネスはそのうちの地域的な課題に特に着目しており、ソーシャルビジネスはコミュニティビジネスを包含する概念である。（経済産業省ホームページ）

(2) ICT¹⁷を活用したコミュニティづくり

- 本道の広域分散型の地域性に対応した学習環境を充実するためには、インターネットサービスの有する双方向性の特性を生かした多様な学習機会を提供するとともに、こうした学習活動の組織化や支援体制づくりを進める必要があります。
- 地域での遠隔学習を推進するためには、大学など高等教育機関等と連携し、インターネットサービス等の情報通信技術を活用できる体制を構築する必要があります。

3 地域の課題に取り組む団体活動の推進

(1) NPOやボランティアなどの活動の推進

- 地域課題に自主的・自発的に取り組むNPOは増えているものの、活動基盤が脆弱な団体も多く、多彩な活動について広く周知し、NPOに関心をもつ人をさらに増やすための取組が必要です。
- 地域課題を解決するため、地域のニーズに基づいた有償ボランティアなどを含むボランティア活動を行うための学習機会の提供のほか、ボランティア活動をコミュニティビジネスなどに結び付ける取組を推進する必要があります。
- 自治会・町内会などのコミュニティ活動が、子育てなどを含め、住民生活全般を支えるとともに、伝統的な文化の継承や自然環境の保全などの公益的な役割を果たすためには、地域の課題を的確に把握し、やりがいのある主体的な活動として持続するための工夫が必要です。

(2) NPOやボランティアなどの活動を促進するための環境づくり

- 行政機関がNPO・ボランティア団体等と効果的な協働の取組を推進するためには、協働に対する道民の理解を深めるとともに、市民活動や協働についての行政職員の意識を高めるための学習機会の充実が必要です。
- NPO・ボランティア団体等が、行政との協働に取り組みやすい環境を築くためには、協働の取組状況などについての双方向による情報発信や、協働による取組の評価などに関する学習機会の充実が必要です。
- NPOやボランティアなどの活動を促進するため、地域の中間支援組織¹⁸の機能の充実に加え、活動を行う側と受ける側を効果的に結び付けるなど、NPOやボランティア団体等を支援するための専門的な知識や技能を有する人材を育成する必要があります。

¹⁷ Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。

¹⁸ 個々のNPOが抱える問題などを、NPO同士が様々なレベルでネットワークを組み解決を図るという取組を促進する役割を担う組織のことで、資金、人材、情報などの資源提供者とNPOを仲介し、NPOの育成に関わる一方、行政、企業、個人などの資源提供者向けにサービスする場合もある。

視点2 子供たちの学びを広げ、支える

今後ますます少子化や過疎化等が進行するとともに、他府県に比べ、単独世帯や核家族世帯が多く、三世帯世帯が少ないなど、子供を取り巻く環境も大きく変化することが予想される中、北海道が将来にわたって、持続的に地域やコミュニティを維持するためには、次代の担い手である子供たちが生涯学習の実践者として自ら学び、健やかに成長することはもとより、それを周りの大人が支えることや、学校・家庭・地域が連携・協力して子供たちを守り育てていくことが重要です。

また、地域の大人が子供たちの学びや成長を支援することは、地域の中での人間関係づくりに寄与するほか、「見守ってくれている」という子供の安心感を高めるとともに、そうした環境で育った子供たちが、大人になったとき、地域の子供たちに対して同じような働きかけを行うことが期待できることから、生涯学習で得た知識や経験を、地域で受け継いでいくという点でも重要です。

1 子供たちの体験活動や野外教育等の推進

(1) 多様な体験活動の推進

- すべての子供たちが「生きる力¹⁹」を身に付けられるよう、様々な主体が連携・協力し、幼児期からの発達の段階に合わせた、野外教育や環境教育を通じた自然体験、ボランティア活動などの社会体験、芸術・文化体験、国際交流体験等の多様な体験活動の機会を提供することが必要です。
- 子供たちに地域の一員としての自覚を促すため、ボランティア活動等において、子供自身が企画・運営に参加する機会を提供していくことが必要です。
- 積極的にスポーツを行わない子供が、気軽にスポーツに取り組めるよう、学校や家庭、地域が連携し、親子でスポーツに親しむ機会や、トップアスリートの協力を得て、スポーツの楽しさや魅力を体験する機会などを充実することが必要です。

(2) 読書活動の推進

- 子供たちが、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、学校教育をはじめ、家庭や地域が連携し、読書環境の整備や読書活動を支援する人材の育成など、地域全体で子供の読書活動を推進することが必要です。
- 乳幼児期から読書に親しむ習慣を身に付けるため、関係機関・団体と連携し、ブックスタート事業²⁰や読み聞かせなどの取組を行うことが必要です。

(3) 子供たちの居場所づくりの推進

- 子供たちの中には、家庭や学校の中で孤独感を抱えたり、情報端末を媒介とした友人との薄いつながりしかつけないなど、人間関係の形成に課題も見られることから、行政・学校と地域・NPO等が連携し、異年齢・異世代とつながる場や心を落ち着けられる居場所づくりに取り組むことが必要です。

¹⁹ 変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスのとれた力のこと（文部科学省ホームページ）。

²⁰ 市町村の保健センター等で行われている乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・バックを無料で渡す事業のこと。

- 情報化の一層の進展が予想される中、子供たちのネット依存²¹などの問題が危惧されており、学校や家庭、地域の関係機関・団体・企業など、地域社会が連携し、親や保護者に対するそうした問題の啓発や学習機会を提供することが必要です。また、子供たちに対しては、発達段階に合わせて、望ましいメディアへの接し方に関する理解を深めることのできる学習機会の提供が必要です。
- 貧困の状況にある子供たち²²に対する理解を深める学習機会を充実するとともに、そうした子供たちの将来が、生まれ育った家庭の経済的事情等に影響されないよう、関係者が連携し、学びの機会を提供するなど、関係機関等がネットワークを形成し、専門性を生かした支援に取り組むことが必要です。

2 子供たちの学びを支える人材の育成

(1) 子供たちへの関心を高めるための活動の推進

- 地域の大人が学んだ知識や経験を子供たちの学びや成長に生かすため、学校教育活動への支援や放課後・土曜日等の居場所づくり²³などへ積極的に関わることが必要です。
- 地域の大人に対して、子供たちの学習活動や体験活動を支援する場の提供や、支援を求めている学校や団体等とニーズや人材などに関する適切な情報を共有できる仕組みづくりが必要です。

(2) 子供たちの活動を支える人材の育成

- 子供のメンタルヘルス、情報の活用や安全に関する基礎知識、体験活動やコミュニケーションに関する指導技術など、子供たちの今日的な課題へ対応するための知識・技術を身に付けた人材の育成が必要です。
- 誰もが家庭教育に関する多様な学習機会を得ることができるよう、家庭のニーズを把握するとともに、学校等の関係機関とのコーディネートの役割を担う、身近な地域人材の育成が必要です。
- 子供たちへの支援は、家庭や学校だけではなく、地域も大きな役割を果たすことが求められていることから、既に子育てを終えた住民がPTA活動などで得た知識や経験を生かす場や機会をつくる必要があります。

²¹ ソーシャルメディアの進展やスマートフォンの急速な普及により、利便性が向上する一方で、ネットの長時間利用により実生活に悪影響が出るなどの問題のこと。

²² 子供の貧困率16.3%（2012年厚生労働省データ）（2010年OECD加盟34カ国中25位）

²³ 放課後等に子供が安心して活動できる場の確保や児童の健全育成を支援する「放課後子供プラン」などの取組のこと。

3 地域との豊かなつながりの中での家庭教育の推進

(1) 親の育ちを応援する取組の推進

- 子育て家庭が孤立しやすく、不安を抱える親が多くなっていることから、子育てに自信をもたせるための学習プログラムの開発や内容の充実、学びの支援や継続的な相談対応、情報提供や親同士の交流の促進など、親の育ちを支援することが必要です。
- 母親が子育ての中心を担っている現状を踏まえ、「子育てしたくなる地域づくり」を進めるため、女性の視点を生かして、育児や子育てなどに関する学習の在り方や内容を検討し、学習機会を創出することが必要です。

(2) 家庭教育・子育て支援のネットワークづくり

- 関係機関・団体等がネットワークを形成し、家庭教育や子育てに関する学習や相談の機会を提供するとともに、参加を待つだけではなく、様々な事情で家庭外に出て行くことが困難な親や地域で孤立している親に十分に配慮し、アウトリーチ²⁴型の相談対応等を充実させるなど、きめ細かな対応が必要です。
- 関係機関・団体が連携し、親の子育てに対する意欲・関心を高め、子育てについて学ぶ機会への参加を促す取組の推進やそうした取組を継続するための体制づくりが必要です。

²⁴ 支援を必要とする家庭・親等へ届ける支援、通常(従来)行われている枠を超えて行う支援のこと(独立行政法人国立女性教育会館)。

視点3 地域のよさや課題を学ぶ

地域²⁵は、多様な人間関係の中で、子供たちが固有の文化の伝承や遊びなどをおして、社会規範や道徳心など、社会で生きるための基本を学ぶ重要な場であるとともに、家庭での教育を支えていく役割を担っており、人口減少や過疎化が進行する中、そこに住む住民には、地域を持続的に引き継いでいくという重要な役割が課せられています。

生涯学習には、地域の課題を住民が主体的に解決するなど、これまで以上に地域づくりに寄与することが期待されていることから、住民が地域の諸課題を自らのこととして捉え、解決に向けて行動化するための学習を活発化させるため、地域の優れた自然や文化、産業、食や観光資源など、「地域のよさ」を再認識する機会や、地域の諸課題を学ぶ機会、さらには、学びの成果を生かす機会の提供など、社会教育活動の推進が重要です。

1 北海道のよさや課題に対応した学習活動の推進

(1) 環境に関する学習の推進

- 北海道のよさである恵まれた自然環境についての学習や、次の世代に引き継いでいく行動力を身に付けるための環境教育が必要です。
- 子供の頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考え、豊かな心を育む「木育²⁶」を推進し、思いやりの心の育成や「木の文化」が息づく社会づくりを進める必要があります。

(2) 食に関する学習の推進

- 北海道は我が国最大の食料生産地域であることから、多様で豊富な食料を生産する地域の特色を生かした食育²⁷の推進が可能であり、体験活動や正しい知識を学ぶ機会の充実が必要です。
- 農林水産業、食に関する企業等をはじめ、健康、文化に関わる団体などが相互に連携し、食に関する地域の特性を学び、その成果を生かす機会の充実をおして、観光産業など、地域の活性化につながる取組を推進する必要があります。

(3) 国際理解に関する学習の推進

- 我が国及び北海道や自分の生まれ育った地域への理解を深め、郷土への愛着や誇りを持った人を育み、その上で、諸外国の人々とお互いの文化、習慣、価値観等を理解し合い、異なる文化や生活習慣を持つ人々と協調して生きていく態度を培う国際理解教育が必要です。
- 北海道はもとより国内外で活躍する意欲と創造力にあふれ、自らの考えや意見を適切に伝えることができる能力を身に付けた、国際社会で信頼される人材の育成を進めていくことが必要です。

²⁵ 地域の教育力について考える場合の「地域」とは、多様な人間関係の中で、固有の文化の伝承や遊び、自然環境を通じて、社会規範や道徳心、社会的なマナー等、社会性の基本を学ぶ重要な場であると同時に、親から子へ引き継がれてきた家庭教育を地域社会で支えていく役割を担うべきもの（第9期北海道生涯学習審議会の提言における定義）。

²⁶ 子供をはじめとするすべての人が『木とふれあい、木に学び、木と生きる』取組のこと。子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

²⁷ 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

(4) 超高齢社会に関する学習の推進

- 高齢化の進行を踏まえ、長期療養者を抱える家族への支援、日常の介護、生活習慣病の予防等、高齢者福祉・健康などに関する青少年期からの学習機会が必要です。
- 地域によっては、今後、ますます、高齢者が基幹産業の現役世代として地域活性化の担い手となる状況が想定されることから、学びの成果を生かす機会の確保やそうした機会での取組を評価する仕組みづくりなど、さらなる活動意欲を高めるための取組が必要です。

(5) 防災に関する学習の推進

- 未曾有の災害となった東日本大震災を踏まえ、一人一人が有事に行動できる資質・能力を育成するため、自然災害等の危険性について理解を深めるとともに、自ら安全に行動するための実践的な学習機会の提供が必要です。
- 隣人や地域の安全に貢献できる資質・能力を育成するためには、町内会や自治会など、地域の共助のための組織が、関係機関等と連携し、住民の意識を喚起しながら自主的に学習することが必要です。

(6) 男女平等参画に関する学習の推進

- ライフステージのそれぞれの場において一人一人が自立し、互いの人権や生き方を尊重し合う男女平等の視点に立った考え方や行動を身に付けるため、あらゆる機会と場所における学習機会を充実することが必要です。
- 根強く残る男女の固定的な役割分担意識や性別による権利侵害を解消するために、女性の人権尊重や女性への暴力・ハラスメント²⁸の根絶、女性の社会進出・活躍を促進するための学習機会を充実することが必要です。

(7) 安全・安心に関する学習の推進

- 自然災害、疾病やエイズ・性感染症、犯罪、交通事故など、自らの生命や健康・保健などに関わる正しい知識と理解を深めたり、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について周知を図り、社会全体で被害者を支える意識を高める学習機会を充実することが必要です。
- 子供たちを巡るいじめや危険ドラッグ等²⁹の薬物乱用の問題など、非行や犯罪被害を防止するため、学校や関係機関、ボランティアが連携し、非行防止や薬物乱用防止などの学習機会を充実することが必要です。
- 犯罪のない安全で安心な地域づくりのために、子供たちや高齢者などに対する啓発活動や防犯ボランティアなど、地域住民による主体的な地域活動につながる学習機会の提供が必要

²⁸ 他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えること。

²⁹ 麻薬、大麻、覚せい剤には指定されていないが、それらと類似の有害性が疑われる製品のこと。

(8) その他現代的課題に関する学習の推進

- 道民が、自立した消費者として行動できるよう、生涯にわたり、学校、地域、家庭、職域などの場において、消費生活に関する情報や学習機会の提供等、消費者教育を総合的に推進するとともに、消費者団体、関係機関等との情報交換など連携に努め、消費者教育の多様な担い手の育成を支援することが必要です。
- ドメスティック・バイオレンス³⁰や児童虐待、インターネットを媒体としたプライバシー侵害など、複雑・多様化する人権問題についての理解と認識を深め、人権への配慮が行動に表れるよう、あらゆる世代に対する体系的な学習機会の提供が必要です。
- 次代を担う子供たちに、障がい者や高齢者等への思いやりの心を育み、福祉のまちづくりに対する理解を深める学習機会の提供が必要です。

2 課題解決の担い手や学びを促進する人材の育成

(1) 地域が抱える課題を解決する人材の育成・活用

- 様々な地域課題に関する学習機会の提供に当たっては、関係機関等が連携するとともに、女性の視点を生かしていくなど、地域の学習ニーズを把握することが必要です。
- 様々な地域課題の解決に向けた専門的な学習機会が提供できるよう、地域の特性やニーズを踏まえた学習を展開できる指導者の育成と活用が必要です。
- 個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化する中、地域住民の主体的な課題解決の取組を促すために、知識や経験の豊富な高齢者や、地域で働く青年層などを先導的な役割を担う人材として育成することが必要です。

(2) コーディネーター役を担う人材の育成

- 環境、保健・医療・福祉、防災や安全などの地域における課題について、実態の把握や、学びから解決の場までを企画・運営するなど、住民の学習を総合的にコーディネートする専門性をもった人材を育成することが必要です。
- 地域における生涯学習の推進状況の把握、地域活動への意欲の喚起、多様な考え方を有する住民や関係団体等の調整役を担う市町村の社会教育主事³¹の資質の向上や人材の育成が必要です。

³⁰ 配偶者やパートナーなど、親しい関係の人から加えられる暴力のこと。

³¹ 社会教育活動を行うものに対して、専門的技術的な指導・助言を行う専門的教育職員のこと。

3 地域で働くことができる学びの推進

(1) 働きやすく、学び直し³²のできる環境づくりの推進

- 本道の強みである食や観光産業、経済波及効果や雇用創出効果の高いものづくり産業などの振興を支える人材や、地域での就業機会の拡大に向け、「テレワーク³³」など、ICTを活用して仕事をするができる人材を育成するため、職業能力の開発などの学習機会の提供が必要です。
- 過疎化が進む地域では、労働人口の減少や高齢化が進むことから、福祉・介護分野などの人材育成が急務であり、こうした分野の求職者に対する学習機会や、子育てを終えた女性などの就業を促すための「学び直し」の機会の提供が必要です。
- 子供の養育や家族の介護、自発的な職業能力の開発、ボランティア活動や地域活動などを行う地域住民に対して、ワーク・ライフ・バランス³⁴の実現を促す取組を進め、働きやすい環境を醸成することが必要です。

(2) 職業観の育成や地域での起業を促す取組の推進

- 望ましい職業観・勤労観の早期形成を図るため、学校のキャリア教育を充実するほか、学校と地域の商工会や企業等が連携し、工場見学や職業体験、インターンシップ³⁵を推進するとともに、保護者に対する情報提供や学習機会を工夫・充実することが必要です。
- 地域の働き場の創出に向け、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスなどを起業するための学習機会の提供、起業後の相談体制の整備が必要です。

³² 「生涯現役・全員参加型社会」を実現する観点から、キャリアアップや再チャレンジを目指す社会人など、学習を必要とするすべての人々が、生涯のどの時点においても、学ぶことができること。

³³ ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

³⁴ 一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

³⁵ 学生・生徒に望ましい勤労観や職業観を身に付けさせるため、在学中に企業などで行う就業体験のこと。

第4章 構想の実現のために

本構想の実現に向けては、北海道の生涯学習が、これまでに広く浸透している「いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる」という「入口から見た生涯学習」から一步踏み出し、「学びを行動へつなげる」、「子供たちの学びを広げ、支える」、「地域のよさや課題を学ぶ」という「出口を見据えた生涯学習」の見方に立って、一人一人が主体的に学び、その成果を生かすことにより、さらに学びが深まるという循環を生み出すことが大切です。

そのため、道民一人一人には、自らの住む地域の将来に思いを巡らせながら、生涯を通じて積極的に楽しく生涯学習に取り組み、自分の住む地域の様々な課題を自らのこととして捉え、学習で得た知識や経験を地域の活性化や子供たちの成長に生かしていくことが求められます。

また、道や市町村は、いわゆる「行政の縦割り意識」を変えて、様々な部局が横断的に連携した取組を推進するとともに、高等教育機関、民間、NPO等の関係機関・団体と生涯学習の意義やそれぞれの役割に関する認識を共有した上で、連携・協力して道民の生涯学習を支えていくことが重要です。

1 道の役割

- 道には、市町村の自主性・自立性に配慮しつつ、本道の広域性や共通課題のほか、本構想で示す生涯学習推進の基本的な方向性を踏まえた施策の展開が求められ、こうした観点から、市町村への支援、道立施設における事業の充実、情報提供の工夫、生涯学習に関する調査などに取り組むことが必要です。
- 市町村では対応が困難な課題に関する専門的な知識をもった人材の育成、社会教育関係職員に対する専門性の高い研修事業の実施など、広域的な対応が必要な取組を積極的に推進し、市町村を支援していくことが必要です。
- 市町村をはじめ、大学等の高等教育機関、民間企業や団体、NPO等との連携・協力の下で、地方における学習機会を拡充するほか、学習成果を活用する仕組みづくりを進めることが必要です。

2 市町村の役割

- 生涯学習の推進のためには、地域住民に最も身近な行政機関として、市町村の役割が特に大切であり、それぞれの実態に即し、特色を生かして、本構想を参考にした生涯学習推進計画等を策定するなど、生涯学習推進体制の整備・充実に取り組むことが必要です。
- 住民活動が広域化しているため、必要に応じて広域的なネットワークを構築し、連携して生涯学習の推進に取り組むことが必要です。
- 生涯学習関連団体やグループ・サークルなどの育成に努めるとともに、これらの団体のニーズに応じた学習情報の提供や相談体制の充実に取り組むことが必要です。

3 社会教育施設等の役割

- 公民館等の社会教育施設は、住民に身近な学びの中核として、地域独自の課題に対応した学習機会の提供や、住民の様々な学習活動が地域コミュニティの形成につながるよう支援すること、そうした機能を強化するため、公民館主事、司書、学芸員、社会教育主事等の専門的職員の資質の向上を図ることが必要です。
- 社会教育施設は、社会福祉施設、地域活性化のための施設等生涯学習に資する施設との相互連携を促進するなど、機能を高めることが必要です。
- 図書館は、地域における読書活動の振興を担うとともに、地域住民のニーズや地域課題に対応する様々な情報を提供する役割を果たすことが必要です。
- 博物館や郷土資料館などの施設は、北海道の歴史を伝える文書などの収集、整理を進めるほか、有形・無形文化財や史跡・名勝・天然記念物、アイヌ民俗文化財など、歴史的文化遺産の調査・保存や、広く理解と関心を深める普及活動を充実するとともに、無形の文化財を正しく後世に伝承するための継承者や団体等を養成することが必要です。
- 生涯学習センター等は、生涯学習推進におけるネットワークの拠点施設として、高等教育機関や民間、社会教育関係団体、NPO等の関係機関・団体との連携を強化し、生涯学習を総合的に推進する役割を果たすことが必要です。
- 青少年教育施設は、環境教育や自然体験・食農体験活動のほか、生活リズムの乱れなど、子供たちを巡る諸課題に的確に対応するモデルとなる体験活動のプログラム開発を進めることが必要です。

4 高等教育機関等への期待

- 大学等の高等教育機関には、多様化・高度化する地域の課題に対応するため、人材や情報・技術などの教育資源を活用し、学習機会の地域間格差の解消や、地域を活性化させる役割を果たすことが期待されます。
- 地域の知的創造活動の拠点である大学等には、地域課題が複雑化・高度化する中で、学び直しの機会の提供や地域を支える人材の育成のための取組が期待されます。
- 大学等には、学生に対し、小・中学生への学習支援や、高齢者世代等との交流などのボランティア活動をはじめ、地域の生涯学習を支える活動への積極的な参画を奨励することが期待されます。

5 民間・NPO等への期待

- カルチャーセンター、スポーツクラブなどの民間教育事業者をはじめ、フリースクールなどの民間相談指導施設や、生涯学習関連団体などにおいては、多様な学習機会の提供や専門分野を生かしたきめ細かな学習活動を展開しており、今後とも、道民の学習要求に適切に応える学習機会の提供等が期待されます。
- 企業等は、専門的かつ高度な人材や有用な施設など貴重な学習資源を有しており、企業の社会的責任に基づいた自発的な取組の中で、キャリア教育や地域課題に対応した事業への協力等、地域と連携して学習機会を提供することが期待されます。
- 企業等には、その人材やノウハウを活用し、学校等と連携した子供たちの学校外の学習に対応した事業などに取り組むことが期待されます。

= 資料編 =

- 1 北海道の生涯学習推進体制等のあゆみ
- 2 北海道における生涯学習推進体制
- 3 北海道生涯学習推進本部設置規程（訓令）
北海道生涯学習推進本部組織
- 4 北海道生涯学習審議会条例
北海道生涯学習審議会委員名簿

1 北海道の生涯学習推進体制等のあゆみ

年	北海道のあゆみ	国等のあゆみ
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育部と社会教育部を統合して「生涯学習部」設置（教育庁の機構改正） ・北海道社会教育委員の会議建議「生涯学習社会の実現をめざす社会教育の振興方策について―指導者のネットワーク化の促進―」 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回生涯学習フェスティバル開催（千葉県）
平成2年	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道教育庁一部機構改正、企画管理部企画室に生涯学習専掌主幹と生涯学習推進係を設置 ・北海道生涯学習推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会「生涯学習の基盤整備について」答申 ・「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」施行 ・生涯学習審議会設置
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道生涯学習審議会設置 ・北海道立社会教育総合センター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の整備に関する基準」告示
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道社会教育委員の会議建議「生涯学習社会の実現をめざす社会教育の振興方策について―生涯学習をすすめる指導者の研修のあり方―」 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校週五日制スタート ・生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道生涯学習推進基本構想策定 	
平成6年	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道社会教育委員の会議提言「主体性、創造性が育つ青少年期教育の充実方策について（休日の拡大に対応した環境づくりをめざして）」 	
平成7年	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回全国生涯学習フェスティバル開催（札幌市） 	
平成8年	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回北海道生涯学習フェスティバル開催（旭川市） ・北海道生涯学習審議会提言「人々の学習成果を地域社会で生かすための方策」 ・北海道社会教育委員の会議提言「在学青年を対象とした社会教育の振興方策について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習審議会「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申 ・中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第一次答申
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回北海道生涯学習フェスティバル開催（函館市） ・北海道生涯学習審議会提言「リカレント教育の推進について」 ・生涯学習部に「生涯学習振興課」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習審議会「生涯学習の成果を生かすための方策について」審議の概要 ・中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第二次答申
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回北海道生涯学習フェスティバル開催（帯広市） ・北海道社会教育委員の会議意見具申「北海道の社会教育推進上の当面する課題と対応策について（社会教育主事の確保・拡充について、自然や歴史を学び科学する心・好奇心などをはぐくむ施設の整備・促進について）」 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために」答申 ・生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申 ・中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」答申
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道生涯学習審議会提言「活力ある生涯学習社会の構築に向けた推進の在り方」 ・北海道社会教育委員の会議審議のまとめ「新しい時代を拓く北海道の社会教育行政の展開について―青少年の学校外活動を充実するために―」 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かす」答申 ・生涯学習審議会「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行
平成12年		<ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ振興基本計画」策定 ・生涯学習審議会「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」答申 ・中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について」審議のまとめ ・教育改革国民会議報告―教育を変える十七の提案―
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道立生涯学習推進センターの設置 （北海道立社会教育総合センターの名称変更） ・道民カレッジ事業開始（9月16日 開講式実施） ・北海道生涯学習審議会提言「生涯学習の推進と地域づくりについて～学習を進めるネットワークの形成を目指して」 ・「北海道男女平等参画推進条例」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・省庁再編により、文部科学省、生涯学習政策局の設置 ・「文化芸術振興基本法」施行 ・中央教育審議会報告「少子化と教育について」 ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習部に生涯学習課を設置 （生涯学習振興課と社会教育課の統合） ・北海道社会教育委員の会議審議のまとめ「新しい時代を拓く北海道の社会教育行政の展開について―地域の視点に立った社会教育行政の展開に向けて―」 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について」答申 ・中央教育審議会「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」答申 ・中央教育審議会「子どもの体力向上のための総合的な方策について」答申 ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定

年	北海道のあゆみ	国等のあゆみ
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道生涯学習審議会答申「生涯学習社会の実現に向けた今後の推進方策について」 「北海道子どもの読書活動推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について」答申
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道社会教育委員の会議提言「緊急に対処すべき社会教育行政の課題と推進の方向性―親と地域の確かな教育力を―」 	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会「今後の生涯学習の振興方策について」審議経過の報告
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> 第2次北海道生涯学習推進基本構想策定 	
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道社会教育委員の会議提言「家庭の教育機能を高める方策についての提言～北海道が広域的な視点から、市町村の取組をどう支援すべきか～」 	<ul style="list-style-type: none"> 「教育基本法」改正
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道生涯学習審議会提言「21世紀の本道を拓く生涯学習推進施策の展開に向けて～道、市町村、民間等の適切な役割分担と効果的な連携の観点から～」本道の広域性へ対応するために「生涯学習推進のための15の提言」 	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会「次代を担う自立した青少年の育成に向けて～青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策について」答申
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道社会教育委員の会議提言「中高生とその親にとっての社会教育の在り方について～私たちはなにをすべきか、社会教育行政はどうサポートすべきか～」 「北海道子どもの読書活動推進計画『次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン』【第2次計画】」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して」答申 「教育振興基本計画」策定 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次）」閣議決定
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道生涯学習審議会提言「地域の教育力の向上を目指した本道における生涯学習の在り方～効果的な学習効果の活用方策の観点から～」 	
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道生涯学習審議会事例集「地域の教育力の向上を目指した本道における生涯学習の在り方」 北海道社会教育委員の会議提言「人間らしく生きる時代を拓く社会教育委員のあり方～一緒に、考えよう！取り組もう！！～」 	
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道社会教育委員の会議建議「総合的な文化・スポーツ行政の推進体制の整備について」 	<ul style="list-style-type: none"> 「スポーツ基本法」施行 中央教育審議会「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道生涯学習審議会提言「地域づくり・地域再生における生涯学習・社会教育の役割」 北海道社会教育委員の会議答申「社会教育行政として家庭の教育力の向上を図り、学力・体力向上に向けた子どもの望ましい生活習慣づくりを推進するための方策について」 	<ul style="list-style-type: none"> 「スポーツ基本計画」策定 家庭教育支援の推進に関する検討委員会（文部科学省）「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育～」報告書 超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会報告「長寿社会における生涯学習の在り方について～人生100年 いくつになっても 学ぶ幸せ『幸齢社会』～」
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> 「北海道子どもの読書活動推進計画『生きる力をはぐくむ北の読書プラン』【第3次計画】」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会「今後の青少年の体験活動の推進について」答申 第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 「第2期教育振興基本計画」策定 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）」閣議決定
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> 北海道生涯学習審議会提言「今後の北海道の生涯学習推進について」 北海道社会教育委員の会議提言「子どもたちの自己肯定感を育み夢や希望を持つことができる地域づくりを推進するための方策について」 	<ul style="list-style-type: none"> 第6期中央教育審議会生涯学習分科会「子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり～“あったらいいな”を形にする夢の教育」今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ最終取りまとめ
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> 第3次北海道生涯学習推進基本構想策定 	

2 北海道における生涯学習推進体制

北海道生涯学習審議会（平成3年7月設置）

【目的】 道の処理する道の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

【委員】 15人以内、任期 2年

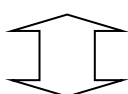
専門委員の会議

【目的】 専門事項の調査審議

【委員】 5人以内

【庶務】 教育庁（生涯学習推進局生涯学習課）

諮問



答申・建議

教 育 庁

北海道生涯学習推進本部（平成2年6月設置）

【目的】 生涯学習の総合的かつ効果的な推進及びその普及を図る。

- 【所管事項】
- 1 生涯学習に関する基本的方策に関すること。
 - 2 生涯学習の推進に係る総合的な連絡調整に関すること。
 - 3 その他生涯学習に関し必要と認めること。

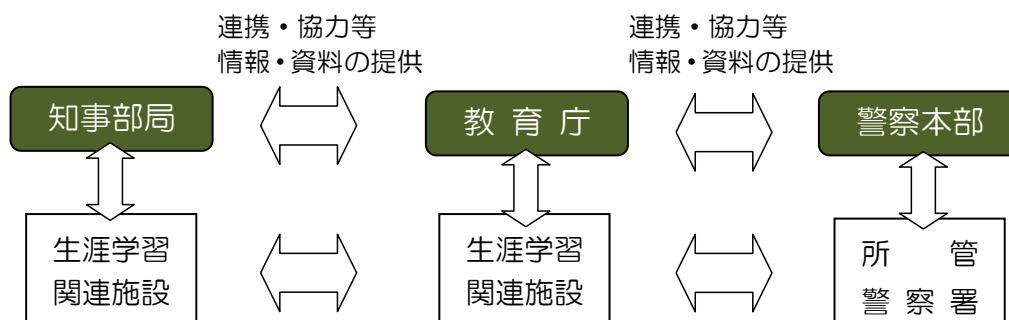
本部会議

- 本部長 知事
- 副本部長 副知事、教育長、警察本部長
- 本部長 知事部局・教育庁の各部長、警察本部生活安全部長・交通部長

幹事会（所掌事項に関する連絡調整）

- 知事部局・教育庁・警察本部の関係課長

【庶務】 教育庁（生涯学習推進局生涯学習課）



3 北海道生涯学習推進本部設置規程

(平成3年6月28日・道・道教育委員会・道警察本部訓令第1号)

(設置)

第1条 生涯学習の総合的かつ効果的な推進及びその普及を図るため、北海道生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する基本的方策に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に係る総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他生涯学習に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、知事の指名する副知事、北海道教育委員会教育長及び北海道警察本部長をもって充てる。
- 4 本部員は、知事の事務部局の部長、北海道教育庁教育次長並びに北海道警察本部の生活安全部長及び交通部長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長のあらかじめ指定する順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

(幹事)

第6条 本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、知事の事務部局、北海道教育庁及び北海道警察本部の関係課長（課長相当職を含む。）のうちから本部長の指定する者をもって充てる。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、本部の所掌事項に関する連絡調整に当たる。
- 4 幹事会の会議は、本部長が招集し、本部長の指名する幹事が主宰する。

(本部の庶務)

第7条 本部の庶務は、北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課において処理する。

(本部の運営に関する必要事項)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成2年6月30日から施行する。

附 則

この訓令は、平成8年2月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

北海道生涯学習推進本部組織

本部長	副本部長	本部員	幹事
北海道知事	副知事	総務部長 総合政策部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済部長 農政部長 水産林務部長 建設部長 教育次長(総括) 教育次長 生活安全部長 交通部長	法人局学事課長 総務課長 政策局参事 知事室国際課長 総務課長 くらし安全局道民生活課交通安全対策担当課長 くらし安全局道民生活課男女平等参画担当課長 くらし安全局文化・スポーツ課長 総務課政策調整担当課長 福祉局福祉援護課長 経済企画室参事 労働局雇用労政課就業支援担当課長 労働局人材育成課長 農政課長 総務課企画調整担当課長 建設政策局建設政策課長 総務政策局教育政策課長 学校教育局高校教育課長 学校教育局義務教育課長 学校教育局特別支援教育課長 学校教育局健康・体育課長 学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 生涯学習推進局生涯学習課長 生涯学習推進局文化財・博物館課長 生活安全企画課長 交通企画課長
	北海道教育委員会教育長		
	北海道警察本部長		

4 北海道生涯学習審議会条例

(平成3年7月29日北海道条例第19号)

(設置)

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条の規定により、北海道教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、北海道生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第3条 委員及び専門委員は、生涯学習の振興に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(教育委員会規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年7月1日例第33号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前のそれぞれの条例等の規定により定められた附属機関の委員の数については、この条例の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命又は委嘱が行われる日の前日までは、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月20日条例第125号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

第12期北海道生涯学習審議会委員名簿

氏 名		所属・職業等
会 長	谷 川 松 芳	北翔大学教授
副会長	武 田 亘 明	札幌市立大学准教授
委 員	荒 井 宏 明	北海道ブックシェアリング代表
	石 川 信 行	石川公認会計士事務所所長
	稲 邊 愛	(公募)
	大 熊 久美子	NPO 法人北海道食の自給ネットワーク事務局長
	太 田 明 子	太田明子ビジネス工房代表
	加 賀 千登世	プランナー、コピーライター
	酒 井 國 夫	(公募)
	竹 中 貢	上士幌町長
	富 家 直 明	北海道医療大学教授
	中 田 伸 次	北海道旭川北高等学校長
	中 谷 通 恵	NPO 法人お助けネット代表
	三 上 直 之	北海道大学高等教育推進機構准教授
宮 越 忍	函館市立桔梗小学校長	

平成27年2月1日現在

第3次北海道生涯学習推進基本構想

平成27年2月

北海道生涯学習推進本部

(事務局：北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課)

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

TEL 011-231-4111 (内線35-516)

FAX 011-232-2236